

## 環境配慮計画書(熊本県評価ツール)使用上の留意点

### 【熊本県評価ツール(熊本県独自入力法)】

1. 下記2項目の条件を満たさない案件については、「熊本県評価ツール(熊本県独自入力法)」により評価することは出来ない。

① エネルギー消費性能(外皮性能、一次エネルギー消費量)

→建築物省エネ法におけるエネルギー性能(外皮、一次エネルギー)を満たす建築物であること。

② 低炭素化に関する配慮事項

→以下の低炭素化に関する配慮事項のうち、2項目以上に適合する建築物であること。

- (1) 節水に資する機器の設置
- (2) 雨水・井水・雑排水利用設備の設置
- (3) HEMS・BEMS の設置
- (4) 太陽光発電等と連携した蓄電池の設置
- (5) ヒートアイランド対策の実施
- (6) 住宅の劣化軽減措置
- (7) 木造住宅・建築物
- (8) 高炉セメント等の利用

(解説)

本ツールは地球温暖化防止に配慮した建築物の普及促進を図るため、「省エネルギー性能」と「温室効果ガス排出量削減」の評価を行うことと、評価項目を集約することで作成及び審査時間を縮減することを目的として開発したツールである。よって、上記の主要2項目による総合的な評価を出すため、いずれか一方でも評価項目を満たさない建築物であれば本ツールで評価することは出来ない。

2. 建築物省エネ法の計算外とされる、工場等の建築物については評価結果が適切に出力されないため、「CASBEE 熊本」を使用し評価を行う。

(解説)

本ツールのエネルギー消費性能(外皮性能、一次エネルギー消費量)の評価については、建築物省エネ法に規定される数値を基準値として、設計における数値を正規化した値を用いて5段階評価を行うため、建築物省エネ法の対象外とされる建築物を評価することは出来ない。